

実績評価書

(厚生労働省24(Ⅱ-1-1))

施策目標名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標:Ⅱ-1-1)							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。</p> <p>(施策目標1)食品衛生管理の高度化等、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること</p> <p>(施策目標2)食品等に関する規格基準の設定を推進すること</p> <p>(施策目標3)健康食品の安全対策を推進すること</p> <p>(施策目標4)リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>本施策は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図ることを目的としています。</p> <p>平成15年の食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、リスク分析手法が導入され、食品の健康に影響を及ぼす影響を評価するリスク評価機関として内閣府食品安全委員会が設置されました。厚生労働省はリスク管理機関として、リスク評価の結果を踏まえ、食品等の規格基準の策定や、それに基づく監視指導の業務などを行っており、関係省庁や地方自治体とも連携しつつ、事業者及び国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っています。</p> <p>なお、国内に流通する食品の監視指導及び国内の事業者に対する指導は都道府県等が実施します。一方、国は、輸入時における監視及び輸入者に対する指導を実施する等、輸入食品の安全性を確保する役割を担っています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>一般会計 (項)食品等安全確保対策費(全部) [平成24年度予算額:1,313,740千円]</p> <p>(項)輸入食品検査業務実施費(全部) [平成24年度予算額:1,803,980千円]</p> <p>東日本大震災復興特別会計 (項)食品等安全確保対策費(全部)[平成24年度予算額:194,246千円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	4,474,061	4,636,753	4,198,335	3,427,265	3,311,966	4,641,844
		補正予算(b)	762,023	0	-31,012	209,189	0	
		繰越し等(c)	0	0	-44,256	44,256		
		合計(a+b+c)	5,236,084	4,636,753	4,123,067	3,680,710	3,311,966	
	執行額(千円、d)	5,102,606	3,983,402	3,810,743	3,257,330			
執行率(%、d/(a+b+c))	97%	86%	92%	88%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	所信表明演説(野田総理)		平成23年9月13日		毎日の暮らしで口にする食品の安全・安心を確立するため、農作物や牛肉等の検査体制の更なる充実を図る(二)			

測定指標	指標1 食品中の放射性物質検査の 基準値超過率	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		0.99%	-	-	-	0.99%		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	前年度以下	前年度以下
	指標2 大規模食中毒の発生件数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	1件	2件	4件	3件		
	年度ごとの目標値		3件以下	2.8件以下	3.2件以下	3.6件以下	3件以下	過去5年の発生件数の平均と同水準以下
	指標3 許可を要する食品関係事業施設の禁停止命令を受けた施設数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		-	778施設	898施設	701施設	集計中		
	年度ごとの目標値		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下
	指標4 輸入食品モニタリング 検査達成率	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		100%	105%	104%	104%	106%速報値		
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%	100%

指標5 輸入食品の規格基準等の 違反件数	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
-	1150件	1559件	1376件	1250件 ^{速報値}			
年度ごとの目標値		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下
指標6 ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
-	16品目	21品目	54品目	14品目			
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
指標7 国際汎用添加物の指定	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
-	-	-	20ヶ月	-			
年度ごとの目標値		-	-	-	評価結果から指定までの所要月数12ヶ月以下	評価結果から指定までの所要月数12ヶ月以下	評価結果から指定までの所要月数12ヶ月以下
指標8 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合※	基準値	実績値					目標値
	-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
-	49.70%	55.60%	37.40%	66%			
年度ごとの目標値		-	-	60%	60%	90%	90%
【参考】指標9 食品の安全に関する意見交換会への参加者数	実績値						
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		1688人	1839人	1167人	1790人		
【参考】指標10 食中毒による死者数	実績値						
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		4人	0人	0人	11人		

※指標8: 食品安全委員会「食品安全確保総合調査」(平成20年度～22年度)及び内閣府「食育に関する意識調査」(平成23年度)において、「健康に悪影響を与えないようにするために、どのような食品を選択するとよいかや、どのような調理が必要かについての知識があると思いますか。」という質問に「あると思う」と答えた国民の割合を指す。

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>(施策目標1) 輸入食品については、輸入実態や過去の違反内容を勘案し、各食品毎に一定数の検査を実施するモニタリング検査を行っています。モニタリング検査の計画数を100%実行するという目標を達成しており(指標4)、輸入食品の衛生状況等の把握を適切に行っていると、さらにその検査結果を踏まえて輸入時検査の強化及び輸入者に対する指導を実施することが、輸入食品の安全性の確保に有効であると評価しています。</p> <p>また、食品中の放射性物質という新たな問題については、国が基準値を設定し、自治体で検査計画に沿った検査を行うとともに、国においても、全国の自治体から集約した検査結果を踏まえての検査強化依頼や、流通食品の検査を行うことにより、基準値を超過した食品が流通することがないよう努めており、このような取組は食品の安全性の確保に有効であると評価しています。</p> <p>(施策目標2) 食中毒については、平成21、22年度と2年連続で食中毒による死亡者はいませんでした。平成23年には11人が食中毒により亡くなりました(指標10)。特に5人が亡くなった牛肉の生食が原因と推定される食中毒事件を受け、平成23年10月に生食用食肉の規格基準を設定しました。</p> <p>農薬等に関するポジティブリスト制度は、平成18年から施行されています。震災の影響があった平成23年度を除き、年々基準の見直しを行った品目数も増加してきており、着実に制度の整備・運用が行われていると評価しています(指標6)。</p> <p>(施策目標3) 多様化する健康食品による健康被害事例に対し、必要に応じ流通を禁止する等の迅速かつ適切な対応が、健康食品の安全対策推進に有効であると評価しています。</p> <p>(施策目標4) 国民との意見交換、政府広報等の様々な媒体を活用しての国民に対する情報提供など、リスクコミュニケーションに関する取組を時々の状況に応じて行っており、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合が改善していることから(指標8)、食品の安全性に関する正しい知識の普及に有効であると評価しています。</p>
-------------	--------	---

	<p>効率性の評価</p>	<p>(施策目標1) 食品中の放射性物質の検査については、重点的に検査を実施する品目等を示した検査計画のガイドラインを策定するとともに、放射性セシウム濃度が基準値よりも確実に低い検体を判別することができるスクリーニング検査を行う簡易測定機器の要件を設定し、その導入を推進するなど、検査の迅速化・効率化を図ってきたと評価しています。 輸入食品については、モニタリング検査の結果に基づき、違反の蓋然性が高いと判断される事例については、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を適用させ、確実な検査の実施を確保しています。平成22年度では13カ国18品目を検査命令の対象としたところであり、モニタリング検査と検査命令により、輸入食品の監視体制強化が効率的に図られたと評価しています。</p> <p>(施策目標2) 「規制・制度改革」において手続の迅速化が閣議決定された国際汎用添加物の指定については、45品目中15品目が未指定という状況です。今後は、体制も強化した上で手続の効率化に取り組みます。なお、食品安全委員会の評価の終了時期との関係で、平成23年度は新規の指定はありませんでした。</p> <p>(施策目標3) 健康食品による健康被害情報については、日々情報収集を行っており、これらの情報を蓄積し解析することにより、新たな健康被害に対し効率的な対応が可能となっています。</p> <p>(施策目標4) 意見交換会の開催については、輸入食品や食品添加物等の幅広いテーマを扱うことを基本としながらも、平成23年度においては食品中の放射性物質という特に注目を集めたテーマを重点的に扱うことで、効果的な意見交換、情報提供を行ったと評価しています。また、食品に関するリスクコミュニケーションを担当している消費者庁・食品安全委員会・農水省と共催で意見交換会を開催することで、開催の効率化を図りました。</p>
	<p>評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)</p>	<p>【現状分析】 輸入食品の増加や製造技術の高度化等により、日本の食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、国民の食品に対する関心も日増しに高まっています。また、平成23年度においては、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴う食品中の放射性物質対策といった新たな課題や、重大な食中毒事件を受け生食用食肉の規格基準を設定するなど突発的な事項への迅速な対応も求められ、食品の安全性を確保し、食品のリスクについて正しい知識を普及するという要請がますます強くなっています。 こうした中で、輸入食品の安全性確保や食中毒の防止をはじめとする食品等の飲食に起因する衛生上の危害発生防止は、社会のニーズに応じた必要で有効な施策です。また、新たな課題である食品中の放射性物質対策については、その内容について国民に理解していただけるようなリスクコミュニケーションに関する取組を更に進める必要があります。</p> <p>【今後の方向性】 食中毒の防止や輸入食品の安全性確保といった従前から取り組んでいる恒常的な課題については、今後とも計画的かつ着実に取り組んでいきます。例えば、国内の監視指導については、各都道府県等に限られた人員の中、監視指導が効率的に実施され、食中毒が未然に防止されるよう、迅速な情報共有や適切な助言を行っていきます。輸入食品については、平成22年度の省内事業仕分けでも、その検査体制の拡充について言及されており、引き続き検疫所における人員の拡充や高度な検査機器の整備を行うとともに、輸入食品の過去の輸入実績や違反状況を勘案して毎年策定する「輸入食品監視指導計画」に基づき、計画的にモニタリング検査等を行い、今後とも効率的に事業を実施していきます。また、農薬の残留基準の見直しや国際汎用添加物の指定については、更なる迅速化を図ります。 併せて、食品安全に関する新しい課題が生じた際には、機動的かつ迅速に取り組んでいきます。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の口で囲んだ方向で検討します。 見直しの上〔増額／現状維持／減額〕 ・輸入食品監視支援システム(FAINS)について、「貿易手続改革プログラム」を踏まえ、システムの一体的な運営をするため、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)との統合を推進。
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	以下の方向で検討します。 ・組織 (食品の安全確保のための国際対応の体制強化のため、国際食品調整室を設置) ・増員 (食品の安全確保のための国際対応の体制強化のため、SPS対策専門官等を配置) (国際汎用添加物指定の迅速化に対応するための体制強化のため、国際汎用添加物専門官を配置) (食品用途における新素材使用に対応するための体制強化のため、新素材衛生専門官を配置)

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第1回政策評価に関する有識者会議医療・衛生WG(平成24年7月30日)で以下のご指摘を頂きました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標については、施策の寄与度が分かるよう指標を工夫できないか、国と自治体の役割を踏まえた指標設定ができないか。 →25年度計画策定時には、これらのご意見も参考としつつ、指標を検討いたします。 ・食品中の放射性物質検査(指標1)について、検査から漏れて流通してしまう食品もあるのではないか。 →ご懸念を踏まえ、有効性の評価欄に現在の取組をより具体的に追記しました。
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食品中の放射性物質の検査(指標1関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html ○食中毒統計(指標2・10関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html ○衛生行政報告例(政府統計の窓口)(指標3関係) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469 ○平成22年度輸入食品監視指導結果(指標4・5関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kekka/dl/h22_zentai.pdf ○「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)(指標8関係) URL: http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/2012/pdf-honbun.html <p>関連事業の行政事業レビューシート</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸入食品の監視体制強化等事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0295.pdf ○BSE対策など食肉の安全確保対策推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0296.pdf ○農薬等ポジティブリスト制度推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0297.pdf ○食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0298.pdf ○食品汚染物質の安全性検証推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0299.pdf ○健康食品の安全性の確保等事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0300.pdf ○食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0301.pdf ○輸入食品の検査に必要な事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0523.pdf
----------	--

担当部局名	食品安全部	作成責任者名	企画情報課長 吉岡てつを	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	-------	--------	-----------------	----------	---------

(注) 施策目標1については、監視安全課長 滝本浩司
 施策目標2については、基準審査課長 森口裕
 施策目標3については、
 基準審査課新開発食品保健対策室 温泉川肇彦